



GOGO! 宮崎労働局

発行：宮崎労働局
宮崎市橘通東3-1-22
宮崎合同庁舎
TEL0985(38)8821
FAX0985(38)5028

ポストコロナに対応した労働行政の推進

年頭にあたりご挨拶申し上げます

皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えになったことと心よりお慶び申し上げます。

昨年は長引くコロナ禍においても停滞した経済を回復させようという国や県の方針のもと、労働局ではウイズコロナに対応しながら非正規雇用労働者等への早期再就職支援や在籍出向の推進など、様々な労働政策に取り組んだ結果、雇用情勢は着実に改善した一方で、

現状では人手不足が深刻化しつつあります。

新年におきましては、ポストコロナに向けて、働き方改革の推進をはじめ、人手不足分野や地域間の円滑な労働移動の推進、女性活躍・男性の育児休業取得等の促進、安全で健康に働くことができる環境づくりなど、労働行政の様々な課題に取り組んでまいります。本年も宜しくお願い申し上げます。



田中局長

明けましておめでとーございませう。本年も宮崎労働局をよろしく願います。

年末・年始の無事故無災害へ労働局長が建設現場をパトロール



(左から一人目) 田中局長、(二人目) 松野労働基準部長

例年、年末から年始にかけ労働災害が増加する傾向にあり、特に、建設業では最盛期を迎える現場が多くなることから、宮崎労働局では、建設現場の安全管理の強化に向け「年末年始建設業労働災害防止強調運動(12月1日～1月15日)」を展開しています。

その一環として、12月1日、都城労働基準監督署と合同で「新宮崎県陸上競技場建設主体工事」の安全パトロールを行いました。

田中局長は、重機との接触防止、足場からの墜落防止等の措置状況を確認し、「建設業の死亡災害は

ハローワーク延岡が移転します

ハローワーク延岡(現庁舎の住所：延岡市愛宕町2-2300)においては、令和5年1月10日(火)より延岡労働総合庁舎(新住所：延岡市大貫町1-2885-1 延岡労働総合庁舎1階)で業務を開始いたします。ハローワーク延岡の電話番号とFAX番号に変更はありません。

ハローワークプラザ延岡(現庁



・3階建ての延岡労働総合庁舎
・1階はハローワーク延岡
・3階は延岡労働基準監督署

10月末時点で5件発生しており、すでに昨年1年間を上回っている。元請業者を中心に、十分に連絡調整、連携を図り、無事に工事を進めていただきたい。」と、現場作業員の方々に呼び掛けました。

舎の住所：延岡市幸町2-130)においては、ハローワーク延岡に統合されるため廃止となりますが、マザーズコーナーについては、延岡労働総合庁舎のハローワーク延岡内に移転いたします。

ハローワーク延岡とハローワークプラザ延岡は、1月6日(金)までは現庁舎にて業務を行います。

宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金が改定しました。

890円

令和4年12月14日～



これ以外の業種については宮崎県最低賃金853円が適用(令和4年10月6日～)

ベストプラクティス企業訪問

～テレワーク導入等で時間外労働を削減～

11月21日、田中労働局長はベストプラクティス企業（県内で長時間労働削減に取り組んでいる企業）として株式会社南九州みかど（宮崎市、建設業）を訪問しました。



同社はテレワークの導入等設備投資を行うほか、職場環境改善のための各種委員会を設置し、その活動を人事評価に取り入れる等社員の職場環境改善意識の醸成を図っています。

その結果、時間外労働時間数は

大幅に削減され、離職者も大幅に減少し、人手不足との声が多い建設業において社員を4年で2倍以上に増加させています。

同社の迎敦雄社長との対談の中で、迎社長は「まだまだ道半ば。社員が自分の子供をこの会社で働かせたいと思えるような会社にしていきたい。」と述べたのに対し、



説明を受ける田中局長（中央）

田中局長は「社員の方々に働き方改革の意識をもってもらうよう取組を行っているところが素晴らしい。」とコメントしました。

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月22日、宮崎市で過労死等防止対策推進シンポジウムが開催され、約90人が参加しました。主催者を代表して松野労働基準部長が挨拶を行い、「過労死防止対策として長時間労働の削減やメンタルヘルス対策を進めることが必要」とした上で宮崎労働局の取組について説明を行いました。

その後、株式会社クオレ・シー・キューブ代表取締役会長岡田康子

氏による「パワー・ハラスメントを防止するために」を標題とした基調講演、大手放送局過労死事案のご遺族である佐戸恵美子氏による体験談の発表が行われ、参加者は改めて長時間労働やハラスメントのない職場づくりの必要性について再認識をしました。



開会の挨拶をする松野労働基準部長



職場のパワハラ防止対策はお済みですか？ ～オンライン説明会～

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。職場のハラスメントをなくし、みんなが気持ちよく働くことができる職場環境をつくりましょう。

令和4年4月1日からすべての企業において、職場におけるパワー・ハラスメント防止措置を講じることが義務付けられています。

12月9日、パワー・ハラスメント



Zoomを使って説明する宮崎補佐

防止対策説明会」をオンライン開催し、総勢245名が参加しました。説明会では、ハラスメント対策の重要性や進め方等を、裁判例等を紹介して説明しました。参加者からは、「裁判事例等が非常に参考になった」、「指導とハラスメントの線引きが難しく、どのように対応すればよいか」といった感想や質問がありました。

宮崎労働局では、労働者や企業の担当者からの相談に対応する「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設していますので、お気軽にご相談ください。

業務改善助成金

「助成上限額」と「助成対象経費」などを拡充しました。（令和4年12月）

業務改善助成金（通常コース）とは、中小企業等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。

○対象となる事業場は、事業場内最低賃金が883円以内の中小企業事業者に限ります。

○助成対象経費の例

- ・POSレジ導入による在庫管理の短縮
- ・手作業で行っていた製造を機械化することによる製造時間の短縮

○事業場規模100人以上の中小企業も対象となり、事業場規模30人未満の事業者に対する助成上限額が増額されるなど制度が拡充されました。

◎詳しくは、
宮崎労働局
ホームページ
をご覧ください

